

令和7年度

水 質 検 査 計 画

南伊勢町 上下水道課

はじめに

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障する為に不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保する為に、水質検査項目等を定めたものです。

南伊勢町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

平成17年度より南伊勢町上下水道課では、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため水質検査計画を策定しています。

毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道の需要者に対し情報を提供しています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

- (1) 南伊勢町上下水道課は、町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けがある水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
また、原水についても、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、消毒副生成物を除く水質基準項目を検査します。
- (2) 南伊勢町上下水道課は、水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 南伊勢町上下水道課は、水質検査の結果について評価の上公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

2. 水道事業の概要

南伊勢町には13箇所の浄水場があり、町内各所に給水しています。各浄水場の概要については表1に示してあります。

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

南伊勢町（南勢地区）の水源は、①穂原浄水場は伊勢路第1、第2水源、②神津佐浄水場は泉、神津佐水源、③五ヶ所浦第1水源、④五ヶ所浦第2水源、⑤相賀浦水源の7ヶ所で取水しています。各水源の井戸は良好な水質で水量も安定しています。水質管理については①、②は浄水場で次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌処理を行い③は水源で滅菌処理を行い配水池へ送水しています。又、④は水源で滅菌処理を行い神津佐配水管と接合してあり⑤は水源で滅菌処理を行い穂原浄水場の水と混合して配水池へ送水しています。

また、南伊勢町（南島地区）の水源は①棚橋竈水源 ②古和浦水源、③小方竈水源、④村山水源 ⑤河内水源、⑥東宮水源、⑦道方水源、⑧大江水源の 8 ヶ所で取水しています。

各水源の井戸は良好な水質で水量も安定しています。水質管理については、各水源で次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌処理を行い、各配水池へ送水しています。

南勢地区、南島地区ともに、上流に人家及び養鶏場や養牛場が有るところもあり、クリプトスポリジウムが検出される恐れが有るものの、多くは田畑および森林に囲まれ有害物質を発生する工場もなく、化学物質汚染の影響が少ないと考えられます。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水道水の水質検査

(ア) 毎日検査

水道法に基づき、水道水に係る 1 日 1 回以上実施する色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査で、採水場所は各配水系の末端付近の給水栓で実施するものと表 1 のとおりとします

(イ) 水質基準項目

南伊勢町では旧南勢地区、旧南島地区の水道事業で給水を行っています。採水場所については表 1 に、また、水質検査を行う項目、検査頻度については表 2 に示しました。

(ウ) お客様からの水道の水質に関する相談、苦情による検査

お客様からの水道の水質に関する相談・苦情については、その都度、必要な項目の検査を実施することとします。

5. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は「水質基準に関する省令」（平成15 年厚生労働省令第101 号）の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

（1）水質検査の実施体制

水質検査を実施するため、水道法第20条に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者に委託することとします。

（2）水質検査の精度管理

水質検査の委託にあたっては、委託業者に精度管理に関する資料を求め、精度管理の状況を確認することとします。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期的水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、必要に応

じ定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の自己／委託の区分

(1)「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目については、毎日、施設管理委託業者が検査を行います。

(2)原水及び処理水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、水道法第20条の登録機関に委託して検査を行います。

(ア)委託の範囲

①具体的な検査項目、頻度 ②試料の採取及び運搬方法 ③臨時検査の取扱いは水道法第20条に係る水質検査等特記仕様書により委託します。

(イ)委託した検査の実施状況の確認方法

水道法第20条に係る水質検査等特記仕様書により確認します。

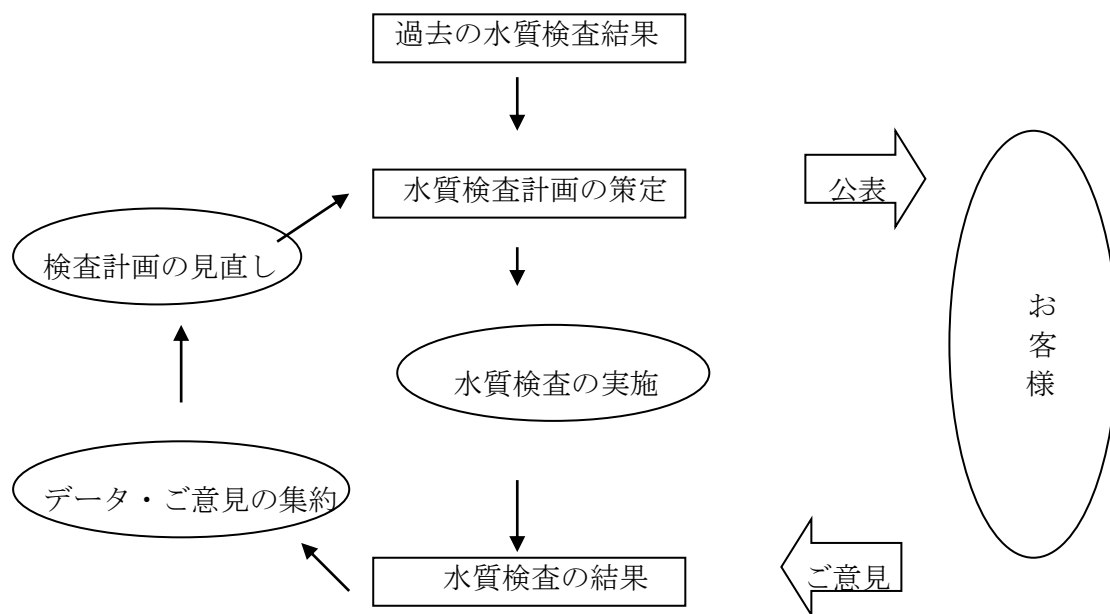
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表内容

- ①水質検査計画書
- ②水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③その他

(2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について水道の需要者に対し、次のように公表し、また、公表内容に対する需要者の意見を積極的に聞き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。



水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうか判定を行っていますが、詳細なデータ一覧は年度毎に整理し、「水道水質検査結果年報」として取りまとめ、公表します。

需要者への公表の方法	需要者からの意見聞き取り方法
南伊勢町広報誌（概要）	ヒヤリング調査
インターネットによるホームページ	インターネット、Eメール
情報公開条例に基づく情報開示	
水道水質検査結果年報（詳細）	

9. その他の留意事項

(1) 水源流域の汚染に関する動向把握と変化の状況

各水源については、毎月定期パトロールを実施し、水源流域の汚染を監視します。

(2) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、南伊勢町上下水道課、三重県環境生活部、水質検査委託者等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。

表 1

施 設 名		南 伊 勢 町 水 道 事 業 (旧南勢地区)					
浄 水 場 名		五ヶ所浦 第 1 浄水場	五ヶ所浦 第 2 浄水場	神津佐浄水場		穂原浄水場	相賀浦浄水場
取 水 井 名		五ヶ所浦 第 1 水源	五ヶ所浦 第 2 水源	泉水源	神津佐水源	伊勢路水源	相賀浦水源
所 在 地		水源： 五ヶ所浦 2064	水源： 五ヶ所浦 2331-2 外 2	浄水場：神津佐 1192-3 水源：泉 349-3 神津佐 934-2		浄水場： 伊勢路 3542 水源： 伊勢路 2714 外	水源： 相賀浦 525-1
水源及び原水の種類		浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 2 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)
原水の状況		近傍に農地 上流に民家	上流に民家	近傍に農地 上流に民家	近傍に農地	近傍に農地 上流に養鶏場	近傍に農地
浄 水 方 法		塩素消毒 (次亜塩素酸ナ トリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸ナ トリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸ナ トリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸ナ トリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸ナ トリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸ナ トリウム)
1 日最大給水量 (平成 2 3 年度)		4, 9 1 9 m ³ /日					
採水地点	原 水	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場
	処理水	五ヶ所浦地内	五ヶ所新水源	神津佐地内		伊勢路観光トイ レ	相賀浦墓地
	給水栓	五ヶ所浦地内	切原グラント	田曾白浜管末		中津浜漁村セン ター	礪浦観光トイ レ
水質管理上留意する点		色度、濁度、消毒 副生成物、指標菌	色度、濁度、消毒 副生成物、指標菌	色度、濁度、消毒副生成物、 指標菌		色度、濁度、消毒 副生成物、指標菌	色度、濁度、消毒 副生成物、指標菌

表 1

施 設 名		南 伊 勢 町 水 道 事 業 (旧南島地区)							
浄 水 場 名		棚橋浄水場	古和浦浄水場	小方竈 浄水場	村山浄水場	河内浄水場	東宮浄水場	道方浄水場	大江浄水場
取 水 井 名		棚橋水源	古和浦水源	小方竈水源	村山水源	河内水源	東宮水源	道方水源	大江水源
所 在 地		棚橋竈 180-6	古 和 浦 928-1 外	小方竈 78-1	村山 86 外	河内 219 外	東宮 3269 外	道方 892 外	大江 1697 外
水源及び原水の 種類		深井戸 2 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 2 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)	浅井戸 2 本 (地下水)	浅井戸 1 本 (地下水)
原水の状況		近傍に農地 上流に民家	上流に民家	近傍に農地	近傍に農地	近傍に農地 上流に養鶏場	近傍に農地	近傍に農地	近傍に農地
浄水方法		塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)	塩素消毒 (次亜塩素酸 ナトリウム)
1 日最大給水量 (平成 2 3 年度)		25m3／日	322m3／日	253m3／日	657m3／日	132m3／日	1,147m3／日	478m3／日	64m3／日
採水 地点	原水	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場	浄水場
	処理水	棚橋竈地内 防火水槽	古和浦地内 浄水場	小方竈地内 浄水場	村山地内 浄水場	河内地内管末	東宮地内 東宮資料館	道方地内 生活改善センター	大江地内 浄水場管末
	給水栓	棚橋竈地内 防火水槽	古和浦地内 浄水場管末	小方竈地内 浄水場管末	村山地内 浄水場管末	河内地内管末	東宮地内 東宮資料館	道方地内 生活改善センター	大江地内 浄水場管末
水質管理上留意 する点		色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌	色度、濁度、消 毒副生成物、指 標菌

表 2

検査回数 (回/年)

	定期検査項目	基本 検査 頻度	五ヶ所 浦第 1 浄水場	五ヶ所 浦第 2 浄水場	神津 佐浄 水場	穂原 浄水 場	相賀 浄水 場	新桑 棚橋 浄水 場	古和 浦浄 水場	小方 方座 浄水 場	吉津 浄水 場	河内 浄水 場	東奈 贅浄 水場	中島 浄水 場	大江 道行 浄水 場	備考
基 1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
基 2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
基 3	カドミウム及 びその化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 4	水銀及びその 化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 5	セレン及びそ の化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 6	鉛及びその化 合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 7	ヒ素及びその 化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 8	六価クロム化 合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 9	亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 10	シアン化物イ オン及び塩化 シアン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 11	硝酸態窒素及 び亜硝酸態窒 素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

	定期検査項目	基本 検査 頻度	五ヶ所 浦第1 浄水場	五ヶ所 浦第2 浄水場	神津 佐浄 水場	穂原 浄水 場	相賀 浄水 場	新桑 棚橋 浄水 場	古和 浦浄 水場	小方 方座 浄水 場	吉津 浄水 場	河内 浄水 場	東奈 贅簡 浄水 場	中島 浄水 場	大江 道行 浄水 場	備考
基 12	フッ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 13	ホウ素及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 14	四塩化炭素	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 15	1,4-ジオキサン	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可
基 17	ジクロロメタン	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 18	テトラクロロエチレン	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 19	トリクロロエチレン	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 20	ベンゼン	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 21	塩素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可
基 22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可
基 23	クロロホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略不可

	定期検査項目	基本 検査 頻度	五ヶ所 浦第1 浄水場	五ヶ所 浦第2 浄水場	神津 佐浄 水場	穂原 浄水 場	相賀 浄水 場	新桑 橋浄 水場	古和 浦簡 浄水 場	小方 方座 浄水 場	吉津 浄水 場	河内 浄水 場	東奈 贄浄 水場	中島 浄水 場	大江 道行 浄水 場	備考
基 24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 25	ジブロモクロ ロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 26	臭素酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 27	総トリハロメ タン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 28	トリクロロ酢 酸	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 29	ブロモジクロ ロメタン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 30	ブロモホルム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 31	ホルムアルデ ヒド	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	省略 不可
基 32	亜鉛及びその 化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 33	アルミニウム 及びその化合 物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 34	鉄及びその化 合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 35	銅及びその化 合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1

	定期検査項目	基本 検査 頻度	五ヶ所 浦第1 浄水場	五ヶ所 浦第2 浄水場	神津 佐浄 水場	穂原 浄水 場	相賀 浄水 場	新桑 橋浄 水場	古和 浦浄 水場	小方 方座 簡易 水道	吉津 浄水 場	河内 浄水 場	東奈 贅浄 水場	中島 浄水 場	大江 道行 浄水 場	備考
基 36	ナトリウム及 びその化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 37	マンガン及び その化合物	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
基 39	カルシウム、マ グネシウム等 (硬度)	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 40	蒸発残留物	4	1	1	4	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1 (一部)
基 41	陰イオン界面 活性剤	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 42	ジェオスミン	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 43	2・メチルイソ ボルネオール	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注 1
基 44	非イオン界面 活性剤	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 45	フェノール類	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
基 46	有機物等	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	省略 不可
基 47	pH 値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	省略 不可

	定期検査項目	基本 検査 頻度	五ヶ所 浦第1 浄水場	五ヶ所 浦第2 浄水場	神津 佐浄 水場	穂原 浄水 場	相賀 浄水 場	新桑 棚橋 浄水 場	古和 浦浄 水場	小方 方座 浄水 場	吉津 浄水 場	河内 浄水 場	東奈 贅浄 水場	中島 浄水 場	大江 道行 浄水 場	備考
基 48	味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	省略 不可
基 49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	省略 不可
基 50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	省略 不可
基 51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	省略 不可
追加	クリプトスポ リジウム（指標 菌として嫌気 性芽胞菌）	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	注 2
臨時	PFOS 及 び PFOA	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

注 1 過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況を十分考慮し測定回数を軽減

注 2 より安全確認のため検査頻度を強化

嫌気性芽胞菌が検出された場合には、クリプトスポリジウムの検査を実施します。